

令和 4 年

第 1 回 広陵町議会定例会議案

令和 4 年 3 月 4 日

北葛城郡 広陵町

付 議 事 件

- | | | |
|----------|------------------------------------|---------|
| 報告第 1 号 | 広陵町下水道条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について | [1 頁] |
| 報告第 2 号 | 令和3年度広陵町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告について | [7 頁] |
| 報告第 3 号 | 令和4年度広陵町土地開発公社予算について | [29 頁] |
| 議案第 9 号 | 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて | [31 頁] |
| 議案第 10 号 | 広陵町教育・文化芸術振興基金条例の制定について | [33 頁] |
| 議案第 11 号 | 広陵町体育施設使用料適正化検討委員会設置条例の制定について | [37 頁] |
| 議案第 12 号 | 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて | [41 頁] |
| 議案第 13 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて | [47 頁] |
| 議案第 14 号 | 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて | [51 頁] |
| 議案第 15 号 | 財政状況の公表に関する条例の一部を改正することについて | [57 頁] |
| 議案第 16 号 | 広陵町放課後子ども育成教室条例の一部を改正することについて | [61 頁] |
| 議案第 17 号 | 広陵町子ども医療費助成条例の一部を改正することについて | [65 頁] |
| 議案第 18 号 | 広陵町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについて | [69 頁] |

議案第 1 9 号	広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正することについて	[7 5 頁]
議案第 2 0 号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて	[7 9 頁]
議案第 2 1 号	令和 3 年度広陵町一般会計補正予算 (第 1 4 号)	[8 3 頁]
議案第 2 2 号	令和 3 年度広陵町学校給食特別会計補正予算 (第 1 号)	[1 5 1 頁]
議案第 2 3 号	令和 3 年度広陵町水道事業会計補正予算 (第 3 号)	[1 6 3 頁]
議案第 2 4 号	令和 3 年度広陵町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	[1 7 3 頁]

[議案第 2 5 号から議案第 3 2 号までは、令和 4 年度予算書]

議案第 2 5 号	令和 4 年度広陵町一般会計予算	
議案第 2 6 号	令和 4 年度広陵町国民健康保険特別会計予算	
議案第 2 7 号	令和 4 年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 2 8 号	令和 4 年度広陵町介護保険特別会計予算	
議案第 2 9 号	令和 4 年度広陵町墓地事業特別会計予算	
議案第 3 0 号	令和 4 年度広陵町学校給食特別会計予算	
議案第 3 1 号	令和 4 年度広陵町水道事業会計予算	
議案第 3 2 号	令和 4 年度広陵町下水道事業会計予算	
議案第 3 3 号	第 5 次広陵町総合計画を定めることについて	[1 8 5 頁]
議案第 3 4 号	奈良県広域消防組合規約の変更について	[1 8 7 頁]

報 告 第 1 号

広陵町下水道条例の一部を改正する条例の専決
処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和4年3月4日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

広陵町下水道条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月31日専決

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町下水道条例の一部を改正する条例

広陵町下水道条例（昭和59年3月広陵町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第10号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報 告 第 2 号

令和3年度広陵町一般会計補正予算（第11号）
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項
の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、その承認を求める。

令和4年3月4日報告

広陵町長 山 村 吉 由

専 決 処 分 書

令和3年度広陵町一般会計補正予算（第11号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月4日専決

広陵町長 山村吉由

令和3年度広陵町一般会計補正予算（第11号）

令和3年度広陵町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ322,120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,124,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月4日専決

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
14 国庫支出金		千円 3,063,055	千円 322,120	千円 3,385,175
	2 国庫補助金	1,996,937	322,120	2,319,057
歳入合計		14,802,707	322,120	15,124,827

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費		千円 5,642,498	千円 322,120	千円 5,964,618
	1 社会福祉費	2,661,710	322,120	2,983,830
歳 出 合 計		14,802,707	322,120	15,124,827

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	3,063,055	322,120	3,385,175
歳 入 合 計	14,802,707	322,120	15,124,827

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 5,642,498	千円 322,120	千円 5,964,618
歳 出 合 計	14,802,707	322,120	15,124,827

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 322,120	千円	千円	千円
322,120			

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 民生費国庫補助金	千円 1,046,828	千円 322,120	千円 1,368,948
計	1,996,937	322,120	2,319,057

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	千円 322,120	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金	千円 313,000
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費補助金	9,120

1 4 款 国庫支出金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総 務費	千円 272,590	千円 322,120	千円 594,710	千円 322,120	千円	千円	千円 0
計	2,661,710	322,120	2,983,830	322,120			0

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 700	01 給与費	千円 1,500
47 会計年度任用職員報酬	700	3 職員手当等 ・時間外勤務手当	1,500 1,500
3 職員手当等	1,500	02 給与費（会計年度任用職員）	700
5 時間外勤務手当	1,500	1 報酬 ・会計年度任用職員報酬（2名）	700 700
10 需用費	567	09 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	319,920
1 消耗品費	500	10 需用費	567
4 印刷製本費	67	・消耗品費	500
11 役務費	834	・印刷製本費	67
1 通信運搬費	489	11 役務費	834
4 手数料	345	・通信運搬費	489
12 委託料	5,519	郵便代	489
13 電算委託料	5,519	・手数料	345
18 負担金、補助及び交付金	313,000	口座振込手数料	345
22 給付金	313,000	12 委託料	5,519
		・電算委託料	5,519
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム 導入等委託料	5,519
		18 負担金、補助及び交付金	313,000
		・給付金	313,000
		住民税非課税世帯臨時特別給付金	292,500
		家計急変世帯臨時特別給付金	20,500

3 款 民生費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	2		16,992	6,293	6,383	29,668	3,008	32,676	
	議 員	14	50,112		19,586		69,698	16,370	86,068	
	その他	716	30,004			4,410	34,414		34,414	
	計	732	80,116	16,992	25,879	10,793	133,780	19,378	153,158	
補正前	長 等	2		16,992	6,293	6,383	29,668	3,008	32,676	
	議 員	14	50,112		19,586		69,698	16,370	86,068	
	その他	716	30,004			4,410	34,414		34,414	
	計	732	80,116	16,992	25,879	10,793	133,780	19,378	153,158	
比較	長 等									
	議 員									
	その他									
	計									

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	520	305,010	845,933	679,177	1,830,120	286,456	2,116,576	
補正前	518	304,310	845,933	677,677	1,827,920	286,456	2,114,376	
比較	2	700		1,500	2,200		2,200	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末・勤勉手当	管理職手当
	補正後	17,492	53,444	353,419	27,012
	補正前	17,492	53,444	353,419	27,012
	比較				
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当
	補正後	21,687	13,314	36	192,773
	補正前	20,187	13,314	36	192,773
	比較	1,500			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	251		795,096	621,751	1,416,847	240,812	1,657,659	
補 正 前	251		795,096	620,251	1,415,347	240,812	1,656,159	
比 較				1,500	1,500		1,500	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末・勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	17,492	50,390	311,227	27,012
	補 正 前	17,492	50,390	311,227	27,012
	比 較				
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当
	補 正 後	20,535	12,456	36	182,603
	補 正 前	19,035	12,456	36	182,603
	比 較	1,500			

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	269	305,010	50,837	57,426	413,273	45,644	458,917	
補 正 前	267	304,310	50,837	57,426	412,573	45,644	458,217	
比 較	2	700			700		700	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	管理職手当
	補 正 後		3,054	42,192	
	補 正 前		3,054	42,192	
	比 較				
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当
	補 正 後	1,152	858		10,170
	補 正 前	1,152	858		10,170
	比 較				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	700	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	700	住民税非課税世帯及び家計急変世帯臨時特別給付金対応による会計年度任用職員増員分	
給 料		給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	1,500	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	1,500	住民税非課税世帯及び家計急変世帯臨時特別給付金対応による増	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務・技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	279,134	262,200	—
	平均給与月額(円)	321,712	278,932	—
	平均年齢(歳)	40	59	—
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	280,019	262,200	—
	平均給与月額(円)	323,306	278,932	—
	平均年齢(歳)	39	58	—

イ 初任給

(円)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	150,600	150,600
短 学 卒	163,100	163,100
大 学 卒	182,200	182,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和3年1月1日現在	職員数(人)	6	28	20	36	44	54	58	246
	構成比(%)	2.4	11.4	8.1	14.6	17.9	22.0	23.6	100
令和3年1月1日現在	職員数(人)	6	25	26	24	53	53	60	247
	構成比(%)	2.4	10.1	10.5	9.7	21.5	21.5	24.3	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和3年1月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和3年1月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和3年1月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和3年1月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士に相当する職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	251	249	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	224	222	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	3	3	
		2号給 (人)	23	21	2
		3号給 (人)	29	29	
		4号給 (人)	169	169	
		5号給以上 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	89.2	89.2	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	251	249	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	224	222	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	3	3	
		2号給 (人)	23	21	2
		3号給 (人)	29	29	
		4号給 (人)	169	169	
		5号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	89.2	89.2	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225	2.225	4.45	有	
補正前	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.225	4.45	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支給対象地域	町内全域	東京都の特別区の区域
支給率 (%)	6	20
支給対象職員数 (人)	250	
国の指定基準に基づく支給率 (%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.002	0.002	—
支給対象職員の比率 (%) (令和3年11月1日現在)	1.200	1.200	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

報 告 第 3 号

令和4年度広陵町土地開発公社予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、広陵町土地開発公社の予算を別紙のとおり報告する。

令和4年3月4日報告

広陵町長 山村吉由

議 案 第 9 号

教育委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

住 所 奈良県北葛城郡広陵町大字百済1166番地

氏 名 まつ い ひで ふみ
松井 秀史

生年月日



任 期 4年

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

議 案 第 1 0 号

広陵町教育・文化芸術振興基金条例の制定について

広陵町教育・文化芸術振興基金条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町教育・文化芸術振興基金条例

(設置)

第1条 全ての町民が等しく教育を受け、文化芸術を創造し、享受するための事業の資金に充てるため、広陵町教育・文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条の事業の経費に充てるために寄附された寄附金の額

(2) 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その目的の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 1 号

広陵町体育施設使用料適正化検討委員会設置条例
の制定について

広陵町体育施設使用料適正化検討委員会設置条例を別紙の
とおり制定する。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町体育施設使用料適正化検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本町が管理運営する体育施設の使用料について受益者負担の適正化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、広陵町体育施設使用料適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その意見を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 体育施設使用料の額に関すること。
- (2) 体育施設使用料の減額及び免除に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が体育施設の使用料の適正化に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 体育施設の管理及び運営に関し識見を有する者
- (2) 町内社会体育関係団体を代表する者
- (3) 施設利用者
- (4) 公募による者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による答申の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、公開とする。

3 会議は、委員の半数以上が出席し、又は委任がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、体育施設管理運営担当課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月広陵町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

66 広陵町体育施設使用料 適正化検討委員会の委員	日額 8,000円
------------------------------	-----------

議 案 第 1 2 号

広陵町行政組織条例の一部を改正することについて

広陵町行政組織条例（昭和47年9月広陵町条例第19号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町行政組織条例の一部を改正する条例

広陵町行政組織条例（昭和47年9月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

「福
生
事

第1条に見出しとして「（部の設置）」を付し、同条の表中
「けんこう福祉部
福祉部
住民環境部
活部 を に改める。
地域振興部
業部」 都市整備部 」

第2条に見出しとして「（局、課、室及び係の設置等）」を付し、同条第1項中「必要な」を「必要に応じて局を、部及び局の下に」に改め、「課の下に」の次に「必要に応じて室を、課及び室の下に」を加え、同条第2項中「部及び課並びに」を「局、課、室及び」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（部の事務分掌）

第2条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

企画部

- (1) 秘書、儀式、交際及び渉外に関する事。
- (2) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事。
- (3) 町行政の総合政策及び総合調整に関する事。
- (4) 特命事項の調整及び推進に関する事。
- (5) 広報及び広聴に関する事。
- (6) 情報化に関する事。

総務部

- (1) 議会及び町行政一般に関する事。
- (2) 例規その他の文書に関する事。

- (3) 予算その他の財務に関すること。
- (4) 町有財産に関すること。
- (5) 入札及び検査に関すること。
- (6) 町税の賦課及び徴収に関すること。
- (7) 危機管理及び防災に関すること。
- (8) 地域安全に関すること。

けんこう福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 障がい者福祉に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関すること。
- (5) 後期高齢者医療に関すること。
- (6) 地域包括ケアシステムに関すること。
- (7) 健康及び保健衛生に関すること。
- (8) 児童福祉に関すること。
- (9) 子ども家庭総合支援に関すること。

住民環境部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 住居表示に関すること。
- (3) 国民健康保険に関すること。
- (4) 福祉医療に関すること。
- (5) 環境衛生及び一般廃棄物に関すること。
- (6) 環境政策に関すること。

地域振興部

- (1) 自治振興及びコミュニティに関すること。
- (2) 協働の推進に関すること。
- (3) 人権施策に関すること。
- (4) 商工業及び観光に関すること。

(5) 企業立地に関する事。

(6) 農業に関する事。

都市整備部

(1) 道路、橋りょう及び準用河川に関する事。

(2) 災害対策に関する事。

(3) 公園及び緑化等に関する事。

(4) 住宅に関する事。

(5) 都市計画に関する事。

(6) 開発指導に関する事。

(7) 用地買収及び土地収用に関する事。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

2 広陵町情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成17年3月広陵町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第12条中「総務部情報システム課」を「情報公開・個人情報保護担当課」に改める。

(広陵町行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

3 広陵町行政改革推進委員会設置条例(昭和60年6月広陵町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画財政課」を「行政改革推進担当課」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月広陵町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5級の項中「課長補佐」の次に「、室長、参事」を加える。

(広陵町ごみ減量等推進審議会条例の一部改正)

- 5 広陵町ごみ減量等推進審議会条例（平成12年9月広陵町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「ごみ対策室」を「ごみ減量等推進担当課」に改める。

(広陵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 6 広陵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年3月広陵町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「事業部」を「都市整備部」に改める。

議 案 第 1 3 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
ことについて

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月広陵町条例
第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月広陵町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第１７条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第２１条を第２３条とし、第２０条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第２１条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第２２条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議 案 第 1 4 号

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正すること
について

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第
5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

広陵町国民健康保険税条例（昭和40年3月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の7.2」を「100分の7.5」に改める。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「26,100円」を「26,700円」に改める。

第4条の2の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第22条」を「第22条第1項」に、「25,000円」を「22,000円」に改め、同条第2号中「12,500円」を「11,000円」に改め、同条第3号中「18,750円」を「16,500円」に改める。

第5条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.6」を「100分の2.9」に改める。

第6条の2中「9,100円」を「11,000円」に改める。

第7条中「100分の2.8」を「100分の3.2」に改める。

第8条の2中「16,600円」を「17,100円」に改める。

第22条中「及びカ」を削り、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「18,270円」を「18,690円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ（ア）中「17,500円」を「15,400円」に改め、同号イ（イ）中「8,750円」を「7,700円」に改め、同号イ（ウ）中「13,125円」を「11,550円」に改め、同号ウ中「6,370円」を「7,700円」に改め、同号オ中「11,620円」を「11,970円」に改め、同条第2号中「第703条の5」

を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「13,050円」を「13,350円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ（ア）中「12,500円」を「11,000円」に改め、同号イ（イ）中「6,250円」を「5,500円」に改め、同号イ（ウ）中「9,375円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「4,550円」を「5,500円」に改め、同号オ中「8,300円」を「8,550円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「5,220円」を「5,340円」に改め、同号イ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号イ（ア）中「5,000円」を「4,400円」に改め、同号イ（イ）中「2,500円」を「2,200円」に改め、同号イ（ウ）中「3,750円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「1,820円」を「2,200円」に改め、同号オ中「3,320円」を「3,420円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,005
円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,675
円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,68
0円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,350円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未
就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,650
円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,750
円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,400
円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円

第22条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」
を「前条第1項第1号」に改め、「中「総所得金額」の次に「及び」
を、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第22条」を「第22条第1項」に、「第703
条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附則第4項中「第22条」を「第22条第1項」に改め、「租税
特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

附則第6項中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附則第7項中「第6条、第8条及び第23条」を「第5条、第7条及び第22条第1項」に、「第23条」を「第22条第1項」に改める。

附則第8項から第13項までの規定中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の広陵町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議 案 第 1 5 号

財政状況の公表に関する条例の一部を改正する
ことについて

財政状況の公表に関する条例（昭和36年10月広陵町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

財政状況の公表に関する条例（昭和36年10月広陵町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「期日」を「時期」に改め、同条第1項中「2月1日」を「6月」に、「8月1日」を「12月」に改め、同条第2項中「期日」を「時期」に改める。

第3条第1項中「2月1日」を「6月」に、「前年7月1日から12月31日まで」を「前年10月1日から3月31日まで」に改め、同条第2項中「8月1日」を「12月」に、「1月1日から6月30日まで」を「4月1日から9月30日まで」に改める。

第4条第1項中「広陵町公告式条例（昭和30年4月広陵町条例第5号）による告示の例」を「町広報紙又は町ホームページに掲載する方法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 6 号

広陵町放課後子ども育成教室条例の一部を改正
することについて

広陵町放課後子ども育成教室条例（平成20年3月広陵町
条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町放課後子ども育成教室条例の一部を改正する条例

広陵町放課後子ども育成教室条例（平成20年3月広陵町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び町内の小学校に在籍する児童（以下「児童」という。）のうち当該事業の対象とならない児童に対する同様の事業を実施するため、広陵町放課後子ども育成教室（以下「クラブ」という。）を設置する。

第2条の表もくせいクラブの項を削る。

第3条中「児童は」の次に「、次の各号のいずれかに該当し、かつ」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の対象となる児童
- (2) その他町長が放課後に居場所を必要と認める児童

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 7 号

広陵町子ども医療費助成条例の一部を改正する
ことについて

広陵町子ども医療費助成条例（昭和48年9月広陵町条例
第31号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

広陵町子ども医療費助成条例（昭和48年9月広陵町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「15歳」を「18歳」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第4条第2項中「乳幼児又は就学児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の広陵町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議 案 第 1 8 号

広陵町町道の構造の技術的基準を定める条例の
一部を改正することについて

広陵町町道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年
12月広陵町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

広陵町町道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年12月広陵町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第18号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同項第19号とし、同項第12号から同項第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道に設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車

道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第30条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第31条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第38条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

本則に次の 1 条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第 4 1 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 0 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 9 号

広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造
に関する基準を定める条例の一部を改正すること
について

広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基
準を定める条例（平成24年12月広陵町条例第12号）の
一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例（平成24年12月広陵町条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に、「自動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に改める。

第2条第1号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「必要な幅員」の次に「又は道路構造条例第41条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加える。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「ものを」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を」に改める。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第39条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第40条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「はめ込まれていること」の次に「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていること」を加え、「籠外から籠内が」を「籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「以下」の次に「この条において」を加える。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 2 0 号

広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
することについて

広陵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年8月広陵
町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

広陵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年8月広陵町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議 案 第 2 1 号

令和3年度広陵町一般会計補正予算（第14号）

令和3年度広陵町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ325,346千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,602,305千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山村吉由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 町税		千円 3,992,898	千円 155,000	千円 4,147,898
	1 町民税	2,129,977	155,000	2,284,977
10 地方交付税		2,878,545	237,846	3,116,391
	1 地方交付税	2,878,545	237,846	3,116,391
12 分担金及び負担金		117,837	△356	117,481
	2 負担金	116,045	△356	115,689
14 国庫支出金		3,460,175	115,187	3,575,362
	1 国庫負担金	1,056,635	25,637	1,082,272
	2 国庫補助金	2,394,057	89,550	2,483,607
15 県支出金		982,566	20,291	1,002,857
	1 県負担金	487,302	13,997	501,299
	2 県補助金	429,854	6,294	436,148
17 寄附金		80,800	30,000	110,800
	1 寄附金	80,800	30,000	110,800
18 繰入金		860,664	△192,362	668,302
	1 基金繰入金	858,345	△192,362	665,983
19 諸収入		100,699	△3,360	97,339
	3 受託事業収入	4,820	△3,360	1,460
20 町債		1,383,300	△36,900	1,346,400
	1 町債	1,383,300	△36,900	1,346,400
歳入合計		15,276,959	325,346	15,602,305

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 2,222,603	千円 195,469	千円 2,418,072
	1 総務管理費	1,977,746	205,676	2,183,422
	3 戸籍住民基本台帳費	80,369	△595	79,774
	4 選挙費	34,479	△9,612	24,867
3 民生費		6,039,618	△13,035	6,026,583
	1 社会福祉費	2,983,830	52,927	3,036,757
	2 児童福祉費	3,055,788	△65,962	2,989,826
4 衛生費		1,711,031	3,245	1,714,276
	1 保健衛生費	755,250	2,698	757,948
	2 清掃費	955,781	547	956,328
5 農商工費		334,276	△3,159	331,117
	1 農業費	140,871	12,798	153,669
	2 商工費	193,405	△15,957	177,448
6 土木費		1,498,697	43,767	1,542,464
	1 土木管理費	83,019	△1,634	81,385
	2 道路橋りょう費	795,177	△3,577	791,600
	3 河川費	386,525	62,685	449,210
	4 都市計画費	222,730	△13,707	209,023
8 教育費		1,258,201	95,153	1,353,354
	1 教育総務費	292,520	△2,000	290,520
	2 小学校費	186,635	63,123	249,758
	3 中学校費	109,146	52,945	162,091
	4 幼稚園費	274,967	9,444	284,411
	5 社会教育費	323,449	△26,953	296,496
	6 保健体育費	71,484	△1,406	70,078
11 諸支出金		343,112	3,906	347,018
	1 特別会計繰出金	336,673	3,906	340,579

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
歳	出	15,276,959	325,346	15,602,305
	合 計			

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	本庁・総合保健福祉会館UPS整備事業	9,800
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム整備費	4,565
3 民生費	1 社会福祉費	高压受変電設備更新事業	7,480
		非常用自家発電機設備改修事業	7,548
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	11,100
	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付事業	10,000
		子育て世帯臨時特別給付事業(町単独分)	10,000
5 農商工費	1 農業費	防災重点ため池防災減災整備事業	45,438
		農地情報収集タブレット購入事業	320
6 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業 ・百済中央線バイパス整備 ・百済3号線整備 ・赤部26号線整備 ・橋りょう長寿命化修繕 ・狭あい道路整備等促進 ・南2号線整備 ・南30号線道路整備 ・平尾疋相線整備 ・交通安全施設等(百済赤部線)整備 ・通学路対策事業	162,708
	3 河川費	沢地区清福寺池護岸整備事業	30,000
	4 都市計画費	西谷公園整備事業	56,000
		大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画作成業務	2,038

7 消防費	1 消防費	広陵町地域防災計画改訂委託業務	1, 462
8 教育費	2 小学校費	東小学校トイレ改修事業	46, 387
		西小学校非常用放送設備設置事業	8, 774
	2 小学校費 3 中学校費	学校保健特別対策事業（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）	9, 900
		小中学校教員用情報機器整備事業	3, 813
	3 中学校費	広陵中学校トイレ改修事業	52, 228

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小・中学校トイレ洋式 化事業	千円 68,600	普通貸借又は証券 発行	3.0%以内（た だし、利率見直 し方式で借り入 れる政府資金及 び地方公共団体 金融機構資金に ついて利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率）	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合は、その債権者との協 定による。ただし、財政の都 合により繰上償還し、又は、 低利に借り換えすることができる。
非常用放送設備設置事業	5,900	同上	同上	同上

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
総合保健福祉会 館E S C O事業	千円 150,000	普通貸 借又は 証券発 行	3.0%以内 （ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	政府資金につ いては、その 融資条件に よる。銀行 その他の場 合は、その 債権者との 協定による 。ただし、 財政の都合 により繰上 償還し、又 は、低利に 借り換える ことができる 。	千円 21,400	普通貸 借又は 証券発 行	3.0%以内 （ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	政府資金につ いては、その 融資条件に よる。銀行 その他の場 合は、その 債権者との 協定による 。ただし、 財政の都合 により繰上 償還し、又 は、低利に 借り換える ことができる 。
町道整備事業	285,900	同上	同上	同上	291,300	同上	同上	同上
清福寺池護岸整 備事業	28,800	同上	同上	同上	48,000	同上	同上	同上
内水対策事業	198,000	同上	同上	同上	204,100	同上	同上	同上
西谷公園 整備事業	34,200	同上	同上	同上	26,100	同上	同上	同上
巢山古墳 整備事業	14,400	同上	同上	同上	9,000	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 町税	3,992,898	155,000	4,147,898
10 地方交付税	2,878,545	237,846	3,116,391
12 分担金及び負担金	117,837	△356	117,481
14 国庫支出金	3,460,175	115,187	3,575,362
15 県支出金	982,566	20,291	1,002,857
17 寄附金	80,800	30,000	110,800
18 繰入金	860,664	△192,362	668,302
19 諸収入	100,699	△3,360	97,339
20 町債	1,383,300	△36,900	1,346,400
歳 入 合 計	15,276,959	325,346	15,602,305

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,222,603	195,469	2,418,072
3 民生費	6,039,618	△13,035	6,026,583
4 衛生費	1,711,031	3,245	1,714,276
5 農商工費	334,276	△3,159	331,117
6 土木費	1,498,697	43,767	1,542,464
8 教育費	1,258,201	95,153	1,353,354
11 諸支出金	343,112	3,906	347,018
歳 出 合 計	15,276,959	325,346	15,602,305

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 8,602	千円	千円	千円 186,867
17,294	△128,600	△356	98,627
△750			3,995
45,758			△48,917
30,778	22,600		△9,611
33,796	69,100	△3,360	△4,383
			3,906
135,478	△36,900	△3,716	230,484

2 歳 入

(款) 1 町税

(項) 1 町民税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 個人分	千円 2,020,849	千円 130,000	千円 2,150,849
2 法人分	109,128	25,000	134,128
計	2,129,977	155,000	2,284,977

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	2,878,545	237,846	3,116,391
計	2,878,545	237,846	3,116,391

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

1 民生費負担金	114,548	△356	114,192
計	116,045	△356	115,689

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	910,212	26,137	936,349
2 衛生費国庫負担金	146,423	△500	145,923
計	1,056,635	25,637	1,082,272

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	千円 130,000	現年課税分	千円 130,000
1 現年課税分	25,000	現年課税分	25,000

1 地方交付税	237,846	普通交付税	237,846

1 社会福祉費負担金	△356	老人福祉施設措置費負担金	△356

2 社会福祉費負担金	30,328	自立支援給付費負担金	21,789
		障がい児通所等給付費負担金	8,539
3 児童手当負担金	△4,191	児童手当負担金	△4,191
1 保健衛生費負担金	△500	未熟児養育医療負担金	△500

1 款 町税 1 0 款 地方交付税 1 2 款 分担金及び負担金 1 4 款 国庫支出金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費国庫補助金	千円 333,101	千円 8,602	千円 341,703
2 民生費国庫補助金	1,368,948	△25,452	1,343,496
4 農商工費国庫補助金	20,250	45,438	65,688
5 土木費国庫補助金	504,880	30,618	535,498
6 教育費国庫補助金	25,010	30,344	55,354
計	2,394,057	89,550	2,483,607

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	486,415	14,247	500,662
-----------	---------	--------	---------

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 2,277	マイナポイント事業費補助金	千円 2,277
2 戸籍住民基本台帳費補助金	6,325	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	6,325
1 社会福祉費補助金	41,895	既存建築物省エネ化推進事業補助金	41,895
2 児童福祉費補助金	△67,347	子どものための教育・保育給付費交付金 認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金	3,254 △14,274 2,273 △10,000 △48,600
1 農業費補助金	45,438	防災重点ため池防災減災整備事業補助金	45,438
1 道路橋りょう費交付金	465	交通安全施設（百済赤部線）整備事業補助金 通学路対策事業補助金	△6,135 6,600
2 都市計画費補助金	△8,030	西谷公園整備事業補助金 宅地耐震化推進事業補助金（防災・安全）	△9,000 970
3 河川費補助金	39,000	沢地区清福寺池護岸整備補助金 平成緊急内水対策事業補助金	△16,000 55,000
4 住宅費補助金	△817	住宅耐震診断等支援事業補助金	△817
1 義務教育費補助金	38,959	学校保健特別対策事業費補助金 学校施設環境改善交付金 公立学校情報機器整備費補助金	4,950 32,884 1,125
2 社会教育費補助金	△8,615	巢山古墳整備事業費補助金	△8,615

1 社会福祉費負担金	15,163	自立支援給付費負担金 障がい児通所等給付費負担金	10,894 4,269
4 児童手当負担金	△916	児童手当負担金	△916

1 4 款 国庫支出金 1 5 款 県支出金

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 衛生費県負担金	千円 887	千円 △250	千円 637
計	487,302	13,997	501,299

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	308,889	7,243	316,132
4 農商工費県補助金	70,231	320	70,551
5 土木費県補助金	27,401	160	27,561
6 教育費県補助金	18,334	△1,429	16,905
計	429,854	6,294	436,148

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 総務費寄附金	80,000	30,000	110,000
計	80,800	30,000	110,800

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	千円 △250	未熟児養育医療負担金	千円 △250

1 社会福祉費補助金	△5,000	心身障がい者医療費補助金 重度心身障がい者老人等医療費補助金	△1,750 △3,250
2 児童福祉費補助金	12,243	子ども医療費補助金 施設型給付費等交付金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 認定こども園施設整備交付金	△2,000 1,627 △1,573 14,189
1 農業費補助金	320	農業委員会交付金	320
2 住宅費補助金	△325	住宅耐震診断支援事業補助金	△325
98 都市計画費補助金	485	宅地耐震化推進事業補助金（防災・安全）	485
2 幼稚園費補助金	1,156	施設型給付等補助金	1,156
3 社会教育費補助金	△2,585	巢山古墳史跡整備事業補助金	△2,585

1 総務管理費寄附金	30,000	みどりのふるさと応援寄附金	30,000

15款 県支出金 17款 寄附金

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 618,351	千円 △192,362	千円 425,989
計	858,345	△192,362	665,983

(款) 19 諸収入

(項) 3 受託事業収入

1 教育費受託事業収入	4,820	△3,360	1,460
計	4,820	△3,360	1,460

(款) 20 町債

(項) 1 町債

3 民生債	170,600	△128,600	42,000
5 土木債	555,900	22,600	578,500
7 教育債	86,400	69,100	155,500
計	1,383,300	△36,900	1,346,400

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	千円 △192,362	財政調整基金繰入金	千円 △192,362

1 社会教育費受託事業収入	△3,360	発掘調査受託事業収入	△3,360

1 社会福祉債	△128,600	総合保健福祉会館E S C O事業債	△128,600
1 道路橋りょう債	5,400	町道整備事業債	5,400
2 河川債	25,300	清福寺池護岸整備事業債 内水対策事業債	19,200 6,100
3 公園管理債	△8,100	西谷公園整備事業債	△8,100
2 文化財保護債	△5,400	巢山古墳整備事業債	△5,400
3 小・中学校債	74,500	小・中学校トイレ洋式化事業債 非常用放送設備設置事業債	68,600 5,900

18款 繰入金 19款 諸収入 20款 町債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 1,276,445	千円 △61,446	千円 1,214,999	千円 2,277	千円	千円	千円 △63,723

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 △2,500	01 給与費	千円 △23,483
47 会計年度任用職員報酬	△2,500	2 給料	△12,825
		・特別職給	△360
		・一般職給	△12,465
		3 職員手当等	△6,712
		・扶養手当	△1,548
		・地域手当	△135
		・期末・勤勉手当	△2,716
		・管理職手当	△720
		・通勤手当	△607
		・児童手当	△460
		・退職手当	△526
		4 共済費	△3,946
		・共済組合負担金	△3,946
2 給料	△14,825	02 給与費（会計年度任用職員）	△11,000
1 特別職給	△360	1 報酬	△2,500
2 一般職給	△14,465	・会計年度任用職員報酬	△2,500
		2 給料	△2,000
		・一般職給	△2,000
		3 職員手当等	△3,000
		・地域手当	△120
		・期末・勤勉手当	△530
		・通勤手当	△50
		・退職手当	△2,300
		4 共済費	△3,500
		・労働保険料	△1,000
		・社会保険料	△2,500
3 職員手当等	△11,570	09 職員研修関係費	△1,000
1 扶養手当	△1,548	8 旅費	△1,000
2 地域手当	△255	・特別旅費	△1,000
3 期末・勤勉手当	△3,246	12 町交際費関係費	△989
4 管理職手当	△720	8 旅費	△989
5 時間外勤務手当	△1,858	・特別旅費	△989
6 通勤手当	△657	15 電算関係費	△9,970
14 児童手当	△460	12 委託料	△9,970
15 退職手当	△2,826	・電算委託料	△9,970
4 共済費	△7,446	情報系・基幹系ネットワーク入替委託料	△9,200
1 共済組合負担金	△3,946	L G W A N機器保守等委託料	△770
2 労働保険料	△1,000		
3 社会保険料	△2,500		
8 旅費	△1,989		
3 特別旅費	△1,989		

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 財産管理費	531,308	280,022	811,330				280,022
3 企画費	109,173	△2,700	106,473				△2,700

節・細節		説明	明
区分	金額		
10 需用費	千円 △1,893	16 文書管理費	千円 △1,175
1 消耗品費	△493	12 委託料	△1,175
4 印刷製本費	△1,400	・電算委託料	△1,175
		文書管理システム保守等委託料	△1,175
11 役務費	△7,229	17 生活支援特別定額給付金事業	△13,829
1 通信運搬費	△2,593	3 職員手当等	△1,858
4 手数料	△4,636	・時間外勤務手当	△1,858
		10 需用費	△1,893
		・消耗品費	△493
		・印刷製本費	△1,400
		11 役務費	△7,229
		・通信運搬費	△2,593
		・手数料	△4,636
12 委託料	△13,994	12 委託料	△2,849
13 電算委託料	△13,994	・電算委託料	△2,849
		生活支援特別定額給付金システム導入等委託料	△2,849
24 積立金	280,022	02 基金関係費	280,022
6 減債基金積立金	150,022	24 積立金	280,022
11 新清掃施設建設基金積立金	100,000	・減債基金積立金	150,022
13 教育・文化芸術振興基金積立金	30,000	・新清掃施設建設基金積立金	100,000
		・教育・文化芸術振興基金積立金	30,000
12 委託料	△1,000	01 一般経費（企画政策課）	△2,700
35 その他委託料	△1,000	12 委託料	△1,000
		・その他委託料	△1,000
		公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員	△1,000
		会運営支援業務委託料	
18 負担金、補助及び交付金	△1,700	18 負担金、補助及び交付金	△1,700
10 その他補助金	△1,700	・その他補助金	△1,700
		企業立地促進奨励金	△1,700

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 まちづくり 振興費	千円 3,451	千円 △200	千円 3,251	千円	千円	千円	千円 △200
7 かぐや姫ま つり事業費	10,000	△10,000	0				△10,000

節・細節		説	明
区 分	金 額		
13 使用料及び賃借料	千円 △200	02 人権教育関係費	千円 △200
1 バス借上料	△200	13 使用料及び賃借料 ・バス借上料	△200 △200
7 報償費	△173	01 かぐや姫まつり事業費	△10,000
2 講師謝礼	△62	7 報償費	△173
3 記念品代	△11	・講師謝礼	△62
18 出演協力者謝礼	△100	・記念品代	△11
10 需用費	△540	・出演協力者謝礼	△100
1 消耗品費	△356	10 需用費	△540
3 食糧費	△184	・消耗品費	△356
11 役務費	△89	・食糧費	△184
1 通信運搬費	△11	11 役務費	△89
4 手数料	△34	・通信運搬費	△11
6 火災・損害保険料	△44	・手数料	△34
12 委託料	△8,698	・火災・損害保険料	△44
18 かぐや姫まつり運営委託料	△8,673	12 委託料	△8,698
35 その他委託料	△25	・かぐや姫まつり運営委託料	△8,673
13 使用料及び賃借料	△498	会場設営等委託料	△8,673
11 衣装借上料	△498	・その他委託料	△25
		手話通訳派遣委託料	△25
		13 使用料及び賃借料	△498
		・衣装借上料	△498
		18 負担金、補助及び交付金	△2
		・会費	△2
		葛城食品衛生協会賛助会員費	△2

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,977,746	205,676	2,183,422	2,277			203,399

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	80,369	△595	79,774	6,325			△6,920
計	80,369	△595	79,774	6,325			△6,920

節・細節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 △2		千円
4 会費	△2		

2 給料	△1,515	01 給与費	△3,459
2 一般職給	△1,515	2 給料	△1,515
		・一般職給	△1,515
3 職員手当等	△1,196	3 職員手当等	△1,196
2 地域手当	△80	・地域手当	△80
3 期末・勤勉手当	△345	・期末・勤勉手当	△345
5 時間外勤務手当	△131	・時間外勤務手当	△131
6 通勤手当	△40	・通勤手当	△40
9 住居手当	△600	・住居手当	△600
4 共済費	△748	4 共済費	△748
1 共済組合負担金	△748	・共済組合負担金	△748
12 委託料	2,864	03 一般経費	2,864
13 電算委託料	2,864	12 委託料	2,864
		・電算委託料	2,864
		住民記録システム改修委託料	4,565
		戸籍附票C S構築委託料	△1,246
		戸籍副本全件送信委託料	△455

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 町長選挙費	千円 13,383	千円 △9,612	千円 3,771	千円	千円	千円	千円 △9,612

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 △1,025	01 町長選挙費	千円 △9,612
1 投票管理者及び投票立会人報酬	△810	1 報酬	△1,025
2 選挙長及び選挙立会人報酬	△18	・投票管理者及び投票立会人報酬	△810
4 期日前投票管理者及び投票立会人報酬	△140	・選挙長及び選挙立会人報酬	△18
16 選挙管理委員報酬	△57	・期日前投票管理者及び投票立会人報酬	△140
		・選挙管理委員報酬	△57
3 職員手当等	△2,840	3 職員手当等	△2,840
5 時間外勤務手当	△97	・時間外勤務手当	△97
10 投票所及び開票所等事務従事者手当	△2,743	・投票所及び開票所等事務従事者手当	△2,743
7 報償費	△8	7 報償費	△8
1 ポスター掲示場協力者謝礼	△8	・ポスター掲示場協力者謝礼	△8
10 需用費	△1,495	10 需用費	△1,495
1 消耗品費	△67	・消耗品費	△67
3 食糧費	△61	・食糧費	△61
4 印刷製本費	△1,367	・印刷製本費	△1,367
11 役務費	△2,441	11 役務費	△2,441
		・通信運搬費	△2,287
		・手数料	△154
		12 委託料	△788
		・電算委託料	△162
		期日前選挙システム改修委託料	△162
		・選挙関係委託料	△626
		ポスター掲示場等設置撤収委託料	△102
		選挙公報配布委託料	△204
		投開票所設置撤収委託料	△320
		13 使用料及び賃借料	△1,015
		・タクシー借上料	△75
		・事務機器使用料	△50
		・会場使用料	△20
		・携帯電話借上料	△15
		・ポスター掲示板賃借料	△317
		・選挙備品等賃借料	△538

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	34,479	△9,612	24,867				△9,612

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2 老人福祉費	45,760	△12,763	32,997			△356	△12,407
---------	--------	---------	--------	--	--	------	---------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 通信運搬費	千円 △2,287		千円
4 手数料	△154		
12 委託料	△788		
13 電算委託料	△162		
21 選挙関係委託料	△626		
13 使用料及び賃借料	△1,015		
8 タクシー借上料	△75		
9 事務機器使用料	△50		
12 会場使用料	△20		
30 携帯電話借上料	△15		
34 ポスター掲示板賃借料	△317		
38 選挙備品等賃借料	△538		

12 委託料	△7,643	01 一般経費	△1,164
		12 委託料	△1,164
23 老人福祉関係委託料	△1,164	・老人福祉関係委託料	△1,164
		緊急通報システム事業委託料	△396

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 心身障がい 者福祉費	1,056,141	66,987	1,123,128	40,491			26,496
4 国民年金費	7,995	△1,297	6,698				△1,297

節・細節		説	明
区 分	金 額		
35 その他委託料	千円 △6,479	軽度生活援助事業委託料	千円 △768
19 扶助費	△5,120	03 老人福祉施設関係費	△5,120
14 老人福祉施設措置費	△5,120	19 扶助費	△5,120
		・老人福祉施設措置費	△5,120
		05 老人福祉センター費	△6,479
		12 委託料	△6,479
		・その他委託料	△6,479
		老人福祉センターマイクロバス運行业務委託料	△6,479
19 扶助費	50,658	01 一般経費	76,987
7 重度心身障がい者老人等医療費	△6,500	19 扶助費	60,658
10 心身障がい者医療扶助費	△3,500	・介護給付費等	43,579
23 介護給付費等	43,579	・障がい児通所給付費	17,079
29 障がい児通所給付費	17,079	22 償還金、利子及び割引料	16,329
		・国庫負担金返還金	10,886
		障がい者自立支援給付費負担金返還金	10,354
		障がい児通所給付費負担金返還金	532
		・県負担金返還金	5,443
		障がい者自立支援給付費県費負担金返還金	5,177
		障がい児通所給付費県費負担金返還金	266
		02 心身障がい者医療関係費	△10,000
		19 扶助費	△10,000
		・重度心身障がい者老人等医療費	△6,500
		・心身障がい者医療扶助費	△3,500
22 償還金、利子及び割引料	16,329		
11 国庫負担金返還金	10,886		
13 県負担金返還金	5,443		
2 給料	△286	01 給与費	△1,297
2 一般職給	△286	2 給料	△286
3 職員手当等	△951	・一般職給	△286
1 扶養手当	△378	3 職員手当等	△951
		・扶養手当	△378
		・地域手当	△149
		・期末・勤勉手当	△246

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 総合保健福祉社会館費	211,707	0	211,707	41,895	△128,600		86,705
計	2,983,830	52,927	3,036,757	82,386	△128,600	△356	99,497

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	929,280	△64,503	864,777	△62,173			△2,330
-----------	---------	---------	---------	---------	--	--	--------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 地域手当	千円 △149	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 ・児童手当 4 共済費 ・共済組合負担金 	千円 △58
3 期末・勤勉手当	△246		△120
5 時間外勤務手当	△58		△60
14 児童手当	△120		△60
4 共済費	△60		
1 共済組合負担金	△60		
		財源補正	

1 報酬	△400	02 給与費（会計年度任用職員）	△400
47 会計年度任用職員報酬	△400	1 報酬	△400
		・会計年度任用職員報酬	△400
12 委託料	△1,573	06 福祉医療費	△4,000
13 電算委託料	△1,573	19 扶助費	△4,000
		・医療費扶助費	△4,000
18 負担金、補助及び交付金	△58,600	07 低所得子育て世帯生活支援特別給付金関係	△11,573
22 給付金	△58,600	12 委託料	△1,573
		・電算委託料	△1,573
		子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料	△1,573
19 扶助費	△4,000	18 負担金、補助及び交付金	△10,000
		・給付金	△10,000
		子育て世帯生活支援特別給付金	△10,000

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 児童措置費	1,151,796	△2,894	1,148,902	△5,107			2,213
3 保育所費	453,398	△3,127	450,271				△3,127
4 こども園費	200,660	1,969	202,629				1,969

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 医療費扶助費	千円 △4,000	08 子育て世帯臨時特別給付事業	千円 △48,530
22 償還金、利子及び割引料	70	18 負担金、補助及び交付金 ・給付金	△48,600 △48,600
12 国庫補助金返還金	70	子育て世帯臨時特別給付金 22 償還金、利子及び割引料 ・国庫補助金返還金	△48,600 70 70
19 扶助費	△6,000	01 児童措置費	△2,894
26 児童手当	△6,000	19 扶助費 ・児童手当	△6,000 △6,000
22 償還金、利子及び割引料	3,106	22 償還金、利子及び割引料 ・国庫補助金返還金	3,106 2,178
12 国庫補助金返還金	2,178	子ども・子育て支援交付金返還金（延長保育 ・病児保育・利用者支援・子育て短期支援）	1,475
14 県補助金返還金	928	子育てのための施設等利用給付交付金返還金 保育対策総合支援事業費補助金返還金 （令和元年度繰越分）	131 2
		保育対策総合支援事業費補助金返還金	570
		・県補助金返還金	928
		施設型給付費等交付金返還金	885
		子育てのための施設等利用給付交付金返還金	43
2 給料	△2,544	01 給与費	△1,627
2 一般職給	△2,544	2 給料	△1,044
3 職員手当等	△583	・一般職給	△1,044
2 地域手当	△101	3 職員手当等	△583
3 期末・勤勉手当	△296	・地域手当	△101
4 管理職手当	△186	・期末・勤勉手当	△296
		・管理職手当	△186
		02 給与費（会計年度任用職員）	△1,500
		2 給料	△1,500
		・一般職給	△1,500
2 給料	△491	01 給与費	△3,247
2 一般職給	△491	2 給料	△491
3 職員手当等	△2,896	・一般職給	△491
		3 職員手当等	△2,396
		・扶養手当	△182
		・地域手当	△255

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 認定こども 園新設事業 費	87,405	△1,149	86,256	2,188			△3,337
6 子ども育成 費	233,249	3,742	236,991				3,742

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 扶養手当	△182	・期末・勤勉手当	△419
2 地域手当	△755	・時間外勤務手当	△864
3 期末・勤勉 手当	△419	・通勤手当	△128
		・住居手当	△548
5 時間外勤務 手当	△864	4 共済費	△360
6 通勤手当	△128	・共済組合負担金	△360
9 住居手当	△548	02 給与費（会計年度任用職員）	△500
		3 職員手当等	△500
		・地域手当	△500
		03 一般経費（こども課）	5,716
		12 委託料	5,716
		・保育士・教諭派遣委託料	5,716
		保育士派遣委託料	5,716
4 共済費	△360		
1 共済組合負 担金	△360		
12 委託料	5,716		
25 保育士・教 諭派遣委託 料	5,716		
18 負担金、補助及 び交付金	△1,149	01 認定こども園新設事業	△1,149
10 その他補助 金	△1,149	18 負担金、補助及び交付金	△1,149
		・その他補助金	△1,149
		西校区認定こども園施設整備補助金	△1,149
22 償還金、利子及 び割引料	3,742	02 なかよし広場関係費	149
12 国庫補助金 返還金	3,742	22 償還金、利子及び割引料	149
		・国庫補助金返還金	149
		子ども・子育て支援交付金返還金 （地域子育て支援拠点事業）	149
		03 放課後子ども育成教室関係費	3,593
		22 償還金、利子及び割引料	3,593
		・国庫補助金返還金	3,593
		子ども・子育て支援交付金返還金 （放課後児童健全育成教室）	3,593

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 3,055,788	千円 △65,962	千円 2,989,826	千円 △65,092	千円	千円	千円 △870

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	240,250	2,698	242,948	△750			3,448
計	755,250	2,698	757,948	△750			3,448

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

3 し尿処理費	46,501	547	47,048				547
計	955,781	547	956,328				547

(款) 5 農商工費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	20,925	320	21,245	320			0
----------	--------	-----	--------	-----	--	--	---

節・細節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

12 委託料	3,698	03 一般経費（けんこう推進課）	3,698
35 その他委託料	3,698	12 委託料	3,698
		・その他委託料	3,698
		葛城地区休日診療所運営委託料	3,698
19 扶助費	△1,000	04 一般経費（保険年金課）	△1,000
32 未熟児養育医療扶助費	△1,000	19 扶助費	△1,000
		・未熟児養育医療扶助費	△1,000

18 負担金、補助及び交付金	547	01 し尿処理費	547
16 一部事務組合負担金	547	18 負担金、補助及び交付金	547
		・一部事務組合負担金	547
		葛城清掃事務組合負担金	547

17 備品購入費	320	03 一般経費	320
2 管理備品	320	17 備品購入費	320
		・管理備品	320

3 款 民生費 4 款 衛生費 5 款 農商工費

(款) 5 農商工費

(項) 1 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業総務費	千円 38,293	千円 △1,000	千円 37,293	千円	千円	千円	千円 △1,000
3 農地費	20,457	43,938	64,395	45,438			△1,500
5 地域農政推 進費	59,364	△30,460	28,904				△30,460
計	140,871	12,798	153,669	45,758			△32,960

(款) 5 農商工費

(項) 2 商工費

1 商工振興費	135,958	△957	135,001				△957
---------	---------	------	---------	--	--	--	------

節・細節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 △1,000	03 一般経費	千円 △1,000
35 その他委託料	△1,000	12 委託料	△1,000
		・その他委託料	△1,000
		森林環境譲与税活用委託料	△1,000
12 委託料	45,438	02 町単独事業費	△1,500
7 分析・調査等委託料	45,438	14 工事請負費	△1,500
		・農道及び農用水路等工事	△1,500
14 工事請負費	△1,500	06 防災重点ため池防災減災整備事業	45,438
12 農道及び農用水路等工事	△1,500	12 委託料	45,438
		・分析・調査等委託料	45,438
		耐震性調査業務委託料	45,438
18 負担金、補助及び交付金	△30,460	01 地域農政推進費	△30,460
10 その他補助金	△6,000	18 負担金、補助及び交付金	△30,460
11 助成金	△4,460	・その他補助金	△6,000
14 交付金	△20,000	特定農業振興ゾーン優良農地集積事業補助金	△6,000
		・助成金	△4,460
		新規就農者総合支援事業助成金	△4,460
		・交付金	△20,000
		強い農業・担い手づくり総合支援交付金	△20,000

18 負担金、補助及び交付金	△957	03 一般経費	△957
7 団体補助金	△57	18 負担金、補助及び交付金	△957
10 その他補助金	△900	・団体補助金	△57
		広陵町プラスチック組合補助金	△57
		・その他補助金	△900
		広域地域特産品交流物産フェア等補助金	△900

5 款 農商工費

(款) 5 農商工費

(項) 2 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 ふるさと会館費	千円 52,962	千円 △15,000	千円 37,962	千円	千円	千円	千円 △15,000
計	193,405	△15,957	177,448				△15,957

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	83,019	△1,634	81,385	△1,142			△492
計	83,019	△1,634	81,385	△1,142			△492

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道路橋りょう維持費	85,330	△3,307	82,023				△3,307
2 道路橋りょう新設改良費	642,629	12,000	654,629	6,600	5,400		0
3 交通安全施設費	67,218	△12,270	54,948	△6,135			△6,135

節・細節		説明	明
区分	金額		
14 工事請負費	千円 △15,000	01 ふるさと会館費	千円 △15,000
48 ふるさと会館改修工事	△15,000	14 工事請負費 ・ふるさと会館改修工事 ふるさと会館屋上防水等工事	△15,000 △15,000 △15,000

12 委託料	△300	04 一般経費（都市整備課）	△1,634
35 その他委託料	△300	12 委託料 ・その他委託料 耐震診断委託料	△300 △300 △300
18 負担金、補助及び交付金	△1,334	18 負担金、補助及び交付金 ・個人補助金 住宅耐震改修工事補助金 ブロック塀等撤去工事補助金	△1,334 △1,334 △1,000 △334
8 個人補助金	△1,334		

12 委託料	△3,307	01 道路橋りょう維持費	△3,307
13 電算委託料	△3,307	12 委託料 ・電算委託料 道路台帳管理システム導入事業委託料	△3,307 △3,307 △3,307
14 工事請負費	12,000	14 通学路対策事業	12,000
15 町道整備工事	12,000	14 工事請負費 ・町道整備工事	12,000 12,000
14 工事請負費	△12,270	03 交通安全施設等（百済赤部線）整備事業	△12,270
		14 工事請負費	△12,270

5 款 農商工費 6 款 土木費

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	795,177	△3,577	791,600	465	5,400		△9,442

(款) 6 土木費

(項) 3 河川費

1 河川総務費	380,911	62,685	443,596	39,000	25,300		△1,615
計	386,525	62,685	449,210	39,000	25,300		△1,615

(款) 6 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	78,231	2,038	80,269	1,455			583
2 公園管理費	142,738	△15,745	126,993	△9,000	△8,100		1,355
計	222,730	△13,707	209,023	△7,545	△8,100		1,938

節・細節		説	明
区 分	金 額		
18 交通安全施設整備工事	千円 △12,270	・交通安全施設整備工事	千円 △12,270

16 公有財産購入費	44,009	03 平成緊急内水対策事業	62,685
2 用地取得費	44,009	16 公有財産購入費	44,009
		・用地取得費	44,009
21 補償、補填及び賠償金	18,676	21 補償、補填及び賠償金	18,676
2 建物等補償費	18,676	・建物等補償費	18,676

12 委託料	2,038	02 一般経費	2,038
12 計画策定委託料	2,038	12 委託料	2,038
		・計画策定委託料	2,038
		大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画策定業務委託料	2,038
14 工事請負費	△15,745	03 西谷公園整備事業費	△15,745
19 公園整備工事	△15,745	14 工事請負費	△15,745
		・公園整備工事	△15,745
		西谷公園整備工事	△15,745

6 款 土木費

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 教育委員会 費	千円 156,647	千円 △2,000	千円 154,647	千円	千円	千円	千円 △2,000
計	292,520	△2,000	290,520				△2,000

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	162,904	62,559	225,463	19,654	38,139		4,766
---------	---------	--------	---------	--------	--------	--	-------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
27 繰出金	千円 △2,000	01 教育委員会費	千円 △2,000
6 学校給食特別会計繰出金	△2,000	27 繰出金 ・学校給食特別会計繰出金	△2,000 △2,000

10 需用費	3,375	02 一般経費（教育総務課）	55,809
1 消耗品費	3,375	12 委託料	3,310
		・設計・監理等委託料	2,662
		広陵東小学校トイレ改修監理業務委託料	2,662
12 委託料	3,310	・電算委託料	648
		I C T関連導入委託料	648
3 設計・監理等委託料	2,662	14 工事請負費	52,499
		・小学校改修工事	52,499
		広陵東小学校トイレ改修工事	43,725
13 電算委託料	648	広陵西小学校非常用放送設備設置工事	8,774
14 工事請負費	52,499	03 一般経費（西小学校）	1,800
28 小学校改修工事	52,499	10 需用費	900
		・消耗品費	900
17 備品購入費	3,375	17 備品購入費	900
2 管理備品	3,375	・管理備品	900
		04 一般経費（東小学校）	1,350
		10 需用費	675
		・消耗品費	675
		17 備品購入費	675
		・管理備品	675
		05 一般経費（北小学校）	900
		10 需用費	450
		・消耗品費	450
		17 備品購入費	450
		・管理備品	450

8 款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 教育振興費	23,731	564	24,295	652			△88
計	186,635	63,123	249,758	20,306	38,139		4,678

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	88,068	53,813	141,881	18,180	36,361		△728
---------	--------	--------	---------	--------	--------	--	------

節・細節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
		06 一般経費（真美ヶ丘第一小学校）	1,350
		10 需用費	675
		・消耗品費	675
		17 備品購入費	675
		・管理備品	675
		07 一般経費（真美ヶ丘第二小学校）	1,350
		10 需用費	675
		・消耗品費	675
		17 備品購入費	675
		・管理備品	675
17 備品購入費	1,564	01 教育振興費（教育総務課）	564
5 教材備品等	1,564	17 備品購入費	1,564
		・教材備品等	1,564
19 扶助費	△1,000	19 扶助費	△1,000
5 要保護・準要保護児童就学援助費	△1,000	・要保護・準要保護児童就学援助費	△1,000

10 需用費	1,575	03 一般経費（教育総務課）	50,663
1 消耗品費	1,575	11 役務費	△1,154
		・手数料	△1,154
		パソコン処分手数料	△1,154
11 役務費	△1,154	12 委託料	2,493
4 手数料	△1,154	・設計・監理等委託料	2,904
		広陵中学校トイレ改修監理業務委託料	2,904
12 委託料	2,493	・電算委託料	△411
		LL機器設備保守委託料	△880
		ICT導入委託料	469
3 設計・監理等委託料	2,904	14 工事請負費	49,324
		・中学校改修工事	49,324
		広陵中学校トイレ改修工事	49,324

8款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 教育振興費	21,078	△868	20,210	473			△1,341
計	109,146	52,945	162,091	18,653	36,361		△2,069

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園管理 費	274,967	9,444	284,411	6,037			3,407
--------------	---------	-------	---------	-------	--	--	-------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
13 電算委託料	千円 △411	04 一般経費（広陵中学校）	千円 1,800
14 工事請負費	49,324	10 需用費	900
30 中学校改修 工事	49,324	・消耗品費	900
		17 備品購入費	900
		・管理備品	900
17 備品購入費	1,575	05 一般経費（真美ヶ丘中学校）	1,350
2 管理備品	1,575	10 需用費	675
		・消耗品費	675
		17 備品購入費	675
		・管理備品	675
17 備品購入費	1,132	01 教育振興費（教育総務課）	△868
5 教材備品等	1,132	17 備品購入費	1,132
		・教材備品等	1,132
19 扶助費	△2,000	19 扶助費	△2,000
6 要保護・準 要保護生徒 就学援助費	△2,000	・要保護・準要保護生徒就学援助費	△2,000

12 委託料	8,819	03 一般経費（こども課）	9,444
15 施設管理等 委託料	8,819	12 委託料	8,819
		・施設管理等委託料	8,819
		私立幼稚園運営委託料	8,819
22 償還金、利子及 び割引料	625	22 償還金、利子及び割引料	625
12 国庫補助金 返還金	130	・国庫補助金返還金	130
14 県補助金返 還金	495	子ども・子育て支援交付金返還金	130
		・県補助金返還金	495
		施設型給付費等交付金返還金	472
		子育てのための施設等利用給付交付金返還金	23

8款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 274,967	千円 9,444	千円 284,411	千円 6,037	千円	千円	千円 3,407

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	20,650	△5,700	14,950				△5,700
3 公民館費	134,920	△3,738	131,182				△3,738

節・細節		説明
区分	金額	
	千円	千円

7 報償費	△840	05 町文化祭関係費	△5,700
2 講師謝礼	△20	7 報償費	△840
3 記念品代	△820	・講師謝礼	△20
		・記念品代	△820
10 需用費	△785	10 需用費	△785
1 消耗品費	△122	・消耗品費	△122
3 食糧費	△402	・食糧費	△402
4 印刷製本費	△261	・印刷製本費	△261
11 役務費	△1	11 役務費	△1
6 火災・損害 保険料	△1	・火災・損害保険料	△1
12 委託料	△3,920	12 委託料	△3,920
32 文化祭運営 委託料	△3,920	・文化祭運営委託料	△3,920
13 使用料及び賃借 料	△152	13 使用料及び賃借料	△152
1 バス借上料	△152	・バス借上料	△152
18 負担金、補助及 び交付金	△2	18 負担金、補助及び交付金	△2
4 会費	△2	・会費	△2
		葛城食品衛生協会賛助会費	△2
7 報償費	△886	02 一般経費	△1,202

8 款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 文化財保護 費	79,970	△17,515	62,455	△11,200	△5,400	△3,360	2,445
計	323,449	△26,953	296,496	△11,200	△5,400	△3,360	△6,993

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 講師謝礼	千円 △843	12 委託料	千円 △1,202
5 賞品代	△23	・設計・監理等委託料	△1,202
18 出演協力者謝礼	△20	中央公民館是正改修等修正設計委託料	△1,202
12 委託料	△1,576	03 主催事業費	△2,536
3 設計・監理等委託料	△1,202	7 報償費	△886
16 講師派遣委託料	△18	・講師謝礼	△843
35 その他委託料	△356	・賞品代	△23
13 使用料及び賃借料	△1,276	・出演協力者謝礼	△20
1 バス借上料	△1,276	12 委託料	△374
12 委託料	△3,000	・講師派遣委託料	△18
10 発掘調査作業委託料	△578	・その他委託料	△356
35 その他委託料	△2,422	映画上映委託料	△356
14 工事請負費	△14,515	13 使用料及び賃借料	△1,276
36 巢山古墳史跡整備工事	△14,515	・バス借上料	△1,276
		05 発掘調査受託事業費	△3,000
		12 委託料	△3,000
		・発掘調査作業委託料	△578
		・その他委託料	△2,422
		航空写真撮影委託料	△2,422
		07 巢山古墳史跡整備事業費	△14,515
		14 工事請負費	△14,515
		・巢山古墳史跡整備工事	△14,515

8款 教育費

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健体育総 務費	千円 71,484	千円 △1,406	千円 70,078	千円	千円	千円	千円 △1,406
計	71,484	△1,406	70,078				△1,406

(款) 1 1 諸支出金

(項) 1 特別会計繰出金

2 下水道会計 繰出金	333,313	3,906	337,219				3,906
----------------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節・細節		説明	明
区分	金額		
7 報償費	千円 △20	04 体育祭関係費	千円 △1,406
18 出演協力者 謝礼	△20	7 報償費	△20
		・出演協力者謝礼	△20
10 需用費	△335	10 需用費	△335
1 消耗品費	△119	・消耗品費	△119
3 食糧費	△216	・食糧費	△216
12 委託料	△377	12 委託料	△377
33 体育祭運営 委託料	△377	・体育祭運営委託料	△377
		体育祭警備委託料	△205
		体育祭設営委託料	△99
		信号用煙火打上業務委託料	△73
13 使用料及び賃借 料	△588	13 使用料及び賃借料	△588
1 バス借上料	△159	・バス借上料	△159
26 町民体育祭 用物品借料	△99	・町民体育祭用物品借料	△99
31 町民体育祭 仮設トイレ 使用料	△330	・町民体育祭仮設トイレ使用料	△330
14 工事請負費	△86	14 工事請負費	△86
42 給水配管工 事	△86	・給水配管工事	△86
		町民体育祭仮設トイレ設置工事	△86

27 繰出金	3,906	01 下水道事業会計繰出金	3,906
		27 繰出金	3,906

8 款 教育費 1 1 款 諸支出金

(款) 11 諸支出金

(項) 1 特別会計繰出金

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	336,673	3,906	340,579				3,906

節・細節		説	明
区 分	金 額		
10 下水道事業 会計繰出金	千円 3,906	・ 下水道事業会計繰出金	千円 3,906

1 1 款 諸支出金

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他	計				
補正後	長 等	2		16,632	6,185	6,081	28,898	2,870	31,768	
	議 員	14	50,112		19,586		69,698	16,370	86,068	
	その他	716	30,004			4,410	34,414		34,414	
	計	732	80,116	16,632	25,771	10,491	133,010	19,240	152,250	
補正前	長 等	2		16,992	6,293	6,383	29,668	3,008	32,676	
	議 員	14	50,112		19,586		69,698	16,370	86,068	
	その他	716	30,004			4,410	34,414		34,414	
	計	732	80,116	16,992	25,879	10,793	133,780	19,378	153,158	
比 較	長 等			△ 360	△ 108	△ 302	△ 770	△ 138	△ 908	
	議 員									
	その他									
	計			△ 360	△ 108	△ 302	△ 770	△ 138	△ 908	

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	520	302,110	826,632	664,249	1,792,991	277,980	2,070,971	
補 正 前	520	305,010	845,933	679,177	1,830,120	286,456	2,116,576	
比 較		△ 2,900	△ 19,301	△ 14,928	△ 37,129	△ 8,476	△ 45,605	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末・勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	15,384	52,125	348,975	26,106
	補 正 前	17,492	53,444	353,419	27,012
	比 較	△ 2,108	△ 1,319	△ 4,444	△ 906
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当
	補 正 後	20,634	12,489	36	188,500
	補 正 前	21,687	13,314	36	192,773
	比 較	△ 1,053	△ 825		△ 4,273

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	251		779,295	610,323	1,389,618	235,836	1,625,454	
補 正 前	251		795,096	621,751	1,416,847	240,812	1,657,659	
比 較			△ 15,801	△ 11,428	△ 27,229	△ 4,976	△ 32,205	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末・勤勉手当	管理職手当
	補 正 後	15,384	49,691	307,313	26,106
	補 正 前	17,492	50,390	311,227	27,012
	比 較	△ 2,108	△ 699	△ 3,914	△ 906
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当
	補 正 後	19,482	11,681	36	180,630
	補 正 前	20,535	12,456	36	182,603
	比 較	△ 1,053	△ 775		△ 1,973

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	269	302,110	47,337	53,926	403,373	42,144	445,517	
補 正 前	269	305,010	50,837	57,426	413,273	45,644	458,917	
比 較		△ 2,900	△ 3,500	△ 3,500	△ 9,900	△ 3,500	△ 13,400	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	期末手当	管理職手当
	補 正 後		2,434	41,662	
	補 正 前		3,054	42,192	
	比 較		△ 620	△ 530	
	区 分	時間外勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	その他の手当
	補 正 後	1,152	808		7,870
	補 正 前	1,152	858		10,170
	比 較		△ 50		△ 2,300

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	△ 2,900	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 2,900	勤務時間減少による減 会計年度任用職員 △2,900千円
給 料	△ 19,301	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 19,301	保育士等の処遇改善による増 会計年度任用職員以外の職員 595千円 会計年度任用職員 95千円 人事異動等による減 会計年度任用職員以外の職員 △16,396千円 人員未確保による減 会計年度任用職員 △3,595千円
職員手当	△ 14,928	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 14,928	保育士等の処遇改善による増 会計年度任用職員以外の職員 37千円 会計年度任用職員 4千円 人事異動等による減 会計年度任用職員以外の職員 △11,465千円 人員未確保による減 会計年度任意職員 △3,504千円

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般事務 ・ 技術職	技能労務職	特定任期付職員
令和4年2月1日現在	平均給料月額 (円)	279,647	264,300	—
	平均給与月額 (円)	338,961	297,258	—
	平均年齢 (歳)	40	59	—
令和3年11月1日現在	平均給料月額 (円)	279,134	262,200	—
	平均給与月額 (円)	321,712	278,932	—
	平均年齢 (歳)	40	59	—

イ 初任給

(円)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職	国 の 制 度
		一 般 職
高 校 卒	150,600	150,600
短 学 卒	163,100	163,100
大 学 卒	182,200	182,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和4年2月1日現在	職員数(人)	6	28	20	36	44	54	58	246
	構成比(%)	2.4	11.4	8.1	14.6	17.9	22.0	23.6	100
令和3年11月1日現在	職員数(人)	6	28	20	36	44	54	58	246
	構成比(%)	2.4	11.4	8.1	14.6	17.9	22.0	23.6	100
区 分	技 能 労 務 職								
	級	4級	3級	2級	1級				合計
令和4年2月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
令和3年11月1日現在	職員数(人)			2					2
	構成比(%)			100					100
区 分	特 定 任 期 付 職 員								
	級	5号	4号	3号	2号	1号			合計
令和4年2月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								
令和3年11月1日現在	職員数(人)								
	構成比(%)								

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長の職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹の職務
5 級	課長補佐、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士の職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(一般事務・技術職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	一 般 事 務 ・ 技 術 職
7 級	理事及び部長に相当する職務
6 級	部次長、課長、館長、所長、認定こども園長及び主幹に相当する職務
5 級	課長補佐、認定こども園副園長、幼稚園長、保育園長、上席主任教諭及び上席主任保育士に相当する職務
4 級	係長、主幹保育教諭、主任教諭及び主任保育士に相当する職務
3 級	相当困難な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員以外の職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(技能労務職 級別の標準的な職務内容 再任用職員)

区 分	技 能 労 務 職
4 級	相当困難な業務を行う業務員の職務
3 級	困難な業務を行う業務員の職務
2 級	知識経験を必要とする業務を行う業務員の職務
1 級	単純な業務を行う業務員の職務

(特定任期付職員 号別の標準的な職務内容)

区 分	特 定 任 期 付 職 員
5 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
4 号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
3 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
2 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
1 号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職	技能労務職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	251	249	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	217	215	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	3	3	
		2号給 (人)	24	22	2
		3号給 (人)	30	30	
		4号給 (人)	155	155	
		5号給以上 (人)	5	5	
比 率 (B) / (A) (%)	86.5	86.3	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	251	249	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	224	222	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	3	3	
		2号給 (人)	23	21	2
		3号給 (人)	29	29	
		4号給 (人)	169	169	
		5号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	89.2	89.2	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225	2.225	4.45	有	
補正前	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.225	4.45	有	

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
国の制度(支給率)	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		

キ 地域手当

区 分	全職員	
支給対象地域	町内全域	東京都の特別区の区域
支給率(%)	6	20
支給対象職員数(人)	250	
国の指定基準に基づく支給率(%)	6	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.002	0.002	—
支給対象職員の比率(%) (令和4年2月1日現在)	1.200	1.200	—
代表的な特殊勤務手当の名称	防疫作業従事手当 行旅病人又は行旅死亡人収容護送作業従事手当 犬、猫等死体処理従事手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

議 案 第 2 2 号

令和3年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）

令和3年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山 村 吉 由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 繰入金		千円 153,538	千円 △2,000	千円 151,538
	1 一般会計繰入金	153,538	△2,000	151,538
歳入合計		315,200	△2,000	313,200

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 中学校給食費		千円 104,493	千円 △2,000	千円 102,493
	1 中学校給食費	104,493	△2,000	102,493
歳 出 合 計		315,200	△2,000	313,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 繰入金	千円 153,538	千円 △2,000	千円 151,538
歳入合計	315,200	△2,000	313,200

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 中学校給食費	千円 104,493	千円 △2,000	千円 102,493
歳 出 合 計	315,200	△2,000	313,200

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 △2,000
			△2,000

2 歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 一般会計繰入金	千円 153,538	千円 △2,000	千円 151,538
計	153,538	△2,000	151,538

節		説	明
区 分	金 額		
2 一般会計繰入金（ 中学校給食費分）	千円 △2,000	一般会計繰入金	千円 △2,000

2 款 繰入金

3 歳 出

(款) 2 中学校給食費

(項) 1 中学校給食費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 中学校給食費	千円 104,493	千円 △2,000	千円 102,493	千円	千円	千円	千円 △2,000
計	104,493	△2,000	102,493				△2,000

節・細節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 △2,000	02 一般経費（教育総務課）	千円 △2,000
3 その他負担金	△2,000	18 負担金、補助及び交付金 ・その他負担金 賄材料費負担金	△2,000 △2,000 △2,000

2 款 中学校給食費

議 案 第 2 3 号

令和3年度広陵町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和3年度広陵町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度広陵町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	852,415	20,090	872,505
第1項 営業収益	778,720	20,090	798,810

支出 (単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	919,881	14,000	933,881
第1項 営業費用	908,572	14,000	922,572

令和4年3月4日提出

広陵町長 山村吉由

1. 令和3年度広陵町水道事業会計補正予算（第3号）

実 施 計 画

収益の収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 水道事業 収 益			852,415	20,090	872,505	
	1 営業収益		778,720	20,090	798,810	
		1 給水収益	722,625	20,090	742,715	

収益の支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 水道事業 費 用			919,881	14,000	933,881	
	1 営業費用		908,572	14,000	922,572	
		1 原水及び 浄水費	465,982	14,000	479,982	

2. 令和3年度広陵町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損失	△69,842
減価償却費	205,326
固定資産除却費	5,000
退職給付引当金の増加額	2,704
賞与引当金等の減少額	△52
貸倒引当金の減少額	△23
長期前受金戻入額	△72,538
受取利息及び配当金	△922
支払利息及び企業債取扱諸費	199
営業及び営業外未収金増加額	△46
棚卸資産の増加	△709
営業及び営業外未払金・未払費用増加額	1,616
小計	70,713
受取利息及び配当金	922
支払利息及び企業債取扱諸費	△199
業務活動によるキャッシュ・フロー①	71,436
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産取得・建設改良事業等実施額	△177,500
国庫補助金による収入	22,750
他会計補助金による収入	240
工事負担金による収入	23,000
投資活動に伴う未払金等の債務の減少額	△39,652
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 171,162
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△2,407
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 2,407
IV 現金預金の減少額④=①+②+③	△102,133
V 現金預金の期首残高	1,479,520
VI 現金預金の期末残高	1,377,387

3. 令和3年度広陵町水道事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位：千円)

1	固 定 資 産			
	(1)有形固定資産			
	イ 土 地		489,575	
	ロ 立 木		151	
	ハ 建 物	206,383		
	減価償却累計額	<u>△ 39,781</u>	166,602	
	ニ 構 築 物	8,322,478		
	減価償却累計額	<u>△ 4,127,768</u>	4,194,710	
	ホ 機 械 及 び 装 置	500,606		
	減価償却累計額	<u>△ 156,433</u>	344,173	
	ヘ 車 両 運 搬 具	12,735		
	減価償却累計額	<u>△ 11,601</u>	1,134	
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	41,975		
	減価償却累計額	<u>△ 32,053</u>	<u>9,922</u>	5,206,267
	(2)投 資			
	イ 長 期 貸 付 金	500,000	<u>500,000</u>	
	投 資 合 計			<u>500,000</u>
	固 定 資 産 合 計			5,706,267
2	流 動 資 産			
	(1)現 金 預 金			1,377,387
	(2)未 収 金		63,873	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 541</u>	63,332
	(3)貯 蔵 品			<u>17,685</u>
	流 動 資 産 合 計			<u>1,458,404</u>
	資 産 合 計			<u><u>7,164,671</u></u>

(単位：千円)

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債 建設改良等の財源に 充てる企業債	<u>654</u>	654	
	(2) 引当金 退職給付金	<u>69,834</u>	<u>69,834</u>	
	固定負債合計			70,488
4	流動負債			
	(1) 企業債 建設改良等の財源に 充てる企業債	<u>2,137</u>	2,137	
	(2) 未払金		31,616	
	(3) 引当金 賞与引当金	<u>5,534</u>	5,534	
	(3) 預り金		5,000	
	(4) 預り保証金		<u>200</u>	
	流動負債合計			44,487
5	繰延収益			
	(1) 長期前受金		3,641,475	
	(2) 収益化累計額		<u>△ 2,158,986</u>	
	繰延収益合計			<u>1,482,489</u>
	負債合計			<u><u>1,597,464</u></u>

(単位：千円)

資 本 の 部

6	資 本 金		
	(1) 自 己 資 本 金	<u>2,385,048</u>	
	資 本 金 合 計		2,385,048
7	剰 余 金		
	(1) 資 本 剰 余 金		
	イ 工 事 負 担 金	2,404,530	
	ロ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>2,313</u>	
	資 本 剰 余 金 合 計		2,406,843
	(2) 利 益 剰 余 金		
	イ 減 債 積 立 金	2,792	
	ロ 建 設 改 良 積 立 金	100,000	
	ハ 災 害 準 備 積 立 金	50,000	
	ニ 利 益 積 立 金	6,500	
	ホ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>616,024</u>	
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>775,316</u>
	剰 余 金 合 計		<u>3,182,159</u>
	資 本 合 計		<u>5,567,207</u>
	負 債 資 本 合 計		<u>7,164,671</u>

4. 令和3年度広陵町水道事業会計補正予算（第3号）

実施計画明細書

収益の収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	水道事業 収 益		852,415	20,090	872,505
	1	営業収益	778,720	20,090	798,810
		1 給水収益	722,625	20,090	742,715

収益の支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	水道事業 費 用		919,881	14,000	933,881
	1	営業費用	908,572	14,000	922,572
		1 原水及び 浄水費	465,982	14,000	479,982

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
1 水道使用料	20,090	有収水量 × 売価 $3,623,000\text{m}^3 \times 205\text{円} = 742,715,000\text{円}$ (補正後) $742,715,000\text{円} - (\text{当初}) 722,625,000\text{円} = 20,090,000\text{円}$

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
32 受水費	14,000	$2,153,000\text{m}^3 \times 130\text{円} \times 1.1 = 307,879,000\text{円}$ $(3,891,415\text{m}^3 - 2,153,000\text{m}^3) \times 90\text{円} \times 1.1 = 172,103,000\text{円}$ $307,879,000\text{円} + 172,103,000\text{円} = 479,982,000\text{円}$ (補正後) $479,982,000\text{円} - (\text{当初}) 465,982,000\text{円} = 14,000,000\text{円}$

議案第24号

令和3年度広陵町下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和3年度広陵町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入 (単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	1,155,000	3,906	1,158,906
第2項 営業外収益	711,369	3,906	715,275

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的支出額に対し不足する額277,653千円」を「資本的支出額に対し不足する額277,690千円」に、「当年度利益剰余金処分量87,501千円」を「当年度利益剰余金処分量87,538千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	431,387	15,700	447,087
第2項 企業債	229,300	8,200	237,500
第4項 補助金	61,500	7,500	69,000

支出 (単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	709,040	15,737	724,777
第1項 建設改良費	148,561	15,737	164,298

第4条 予算第5条表中「66,800千円」を「78,800千円」に、「25,500千円」を「21,700千円」に改める。

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	17,090	737	17,827

第6条 予算第9条中「324,324千円」を「328,230千円」に改める。

第7条 予算第10条中「87,501千円」を「87,538千円」に改める。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山村吉由

1. 令和3年度広陵町下水道事業会計補正予算（第1号）

実 施 計 画

収益の収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1	下水道事業収益		1,155,000	3,906	1,158,906	
	2	営業外収益	711,369	3,906	715,275	
		2 他 会 計 補 助 金	183,737	3,906	187,643	

資本の収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1	資本の収入		431,387	15,700	447,087	
	2	企業債	229,300	8,200	237,500	
		1 企業債	229,300	8,200	237,500	
	4	補助金	61,500	7,500	69,000	
		1 国庫補助金	52,500	7,500	60,000	

資本の支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1	資本の支出		709,040	15,737	724,777	
	1	建設改良費	148,561	15,737	164,298	
		1 管路建設費	114,968	737	115,705	
		2 管路改良費	8,000	15,000	23,000	

2. 令和3年度広陵町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	90,728
減価償却費	716,769
固定資産除却費	1,000
退職給付引当金の増加額	1,260
賞与引当金の増加額	40
貸倒引当金の増加額	1
長期前受金戻入額	△527,617
支払利息及び企業債取扱諸費	80,510
営業及び営業外未収金の増加額	△3,315
営業及び営業外未払金・未払費用の増加額	37,435
その他流動資産の増加額	△12,052
小計	384,759
支払利息及び企業債取扱諸費	△80,510
業務活動によるキャッシュ・フロー①	304,249
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△150,224
国庫補助金による収入	60,000
県補助金による収入	9,000
他会計補助金による収入	140,587
投資活動によるキャッシュ・フロー②	59,363
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	237,500
建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△560,149
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 322,649
IV 現金預金の増加額④=①+②+③	40,963
V 現金預金の期首残高	51,632
VI 現金預金の期末残高	92,595

3. 給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職員数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		2	80	7,378	6,281	13,739	4,088	17,827
補正前		2	80	7,300	5,629	13,009	4,081	17,090
比 較		0	0	78	652	730	7	737

手当の内訳	区 分	扶養 (千円)	通勤 (千円)	地域 (千円)	期末勤勉 (千円)	管理職 (千円)	住居 (千円)	時間外 (千円)	児童 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	120	421	467	3,083	360	330	120	120	1,260
	補正前	120	421	467	3,050	360	330	120	120	641
	比 較	0	0	0	33	0	0	0	0	619

2 給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	78	その他の増減分		78 異動に伴う増加	
手 当	652	その他の増減分		652 異動に伴う増加	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一般事務・技術職
令和4年1月1日現在	平均給料月額(円)	305,700
	平均給与月額(円)	363,992
	平均年齢(歳)	41.0
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	290,450
	平均給与月額(円)	346,645
	平均年齢(歳)	37.0

(2) 初任給

(単位:円)

区 分	一般事務・技術職	一般会計の制度
		一般職
高校卒	150,600	150,600
短大卒	163,100	163,100
大学卒	182,200	182,200

(3) 級別職員数

区 分	一般事務・技術職								
	級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
令和4年1月1日現在	職員数(人)			1			1		2
	構成比(%)			50.0			50.0		100.0
令和3年1月1日現在	職員数(人)			1				1	2
	構成比(%)			50.0				50.0	100.0

(等級別基準職務表 再任用職員以外の職員)

職務の級	基準となる職務
7 級	部長の職務
6 級	部次長、課長及び主幹の職務
5 級	課長補佐の職務
4 級	係長の職務
3 級	主任若しくは主任技師又は相当困難な業務を行う職務
2 級	主事若しくは技師又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
1 級	主事補若しくは技師補又は定型的な業務を行う職務

(4) 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般職（全職員）		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	2	2		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	2	2	
		5号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	2	2		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2		
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	2	2	
		5号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0			

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.225	2.225	4.45	有	
補 正 前	2.225	2.225	4.45	有	
一般会計の制度	2.225	2.225	4.45	有	

(6) 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900		
一般会計の 制度(支給率)	同上	同上	同上	同上		

(7) その他の手当

区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 一	
管 理 職 手 当	同 一	
住 居 手 当	同 一	
通 勤 手 当	同 一	

4. 令和3年度広陵町下水道事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位：千円)

1	固 定 資 産			
	(1)有形固定資産			
	イ構築物	18,116,857		
	減価償却累計額	<u>△ 3,318,754</u>	14,798,103	
	ロ機械及び装置	92,504		
	減価償却累計額	<u>△ 51,634</u>	40,870	
	ハ工具、器具及び備品	300		
	減価償却累計額	<u>0</u>	<u>300</u>	
	有形固定資産合計			14,839,273
	(2)無形固定資産			
	イ施設利用権		<u>718,934</u>	
	無形固定資産合計			<u>718,934</u>
	固定資産合計			15,558,207
2	流 動 資 産			
	(1)現金預金			92,595
	(2)未収金		40,961	
	貸倒引当金		<u>△ 219</u>	<u>40,742</u>
	流動資産合計			<u>133,337</u>
	資 産 合 計			<u><u>15,691,544</u></u>

負 債 の 部

(単位：千円)

3	固 定 負 債			
	(1)企 業 債			
	イ建設改良等の財源に 充てる企業債	<u>4,972,306</u>	4,972,306	
	(2)引 当 金			
	イ退職給付引当金	<u>16,486</u>	<u>16,486</u>	
	固定負債合計			4,988,792

4	流 動 負 債		
	(1) 企 業 債		
	イ 建設改良等の財源に 充てる企業債	<u>542,490</u>	542,490
	(2) 未 払 金		68,889
	(3) 引 当 金		
	イ 賞 与 引 当 金	<u>1,240</u>	<u>1,240</u>
	流 動 負 債 合 計		612,619
5	繰 延 収 益		
	(1) 長 期 前 受 金		11,971,347
	(2) 収 益 化 累 計 額		<u>△ 2,708,894</u>
	繰 延 収 益 合 計		<u>9,262,453</u>
	負 債 合 計		<u><u>14,863,864</u></u>
資 本 の 部			
6	資 本 金		608,101
7	剰 余 金		
	(1) 利 益 剰 余 金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	<u>219,579</u>	
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>219,579</u>
	剰 余 金 合 計		<u>219,579</u>
	資 本 合 計		<u>827,680</u>
	負 債 資 本 合 計		<u><u>15,691,544</u></u>

5. 令和3年度広陵町下水道事業会計補正予算（第1号）

実施計画明細書

収益の収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業 収 益			1,155,000	3,906	1,158,906
	2 営業外収益		711,369	3,906	715,275
		2 他 会 計 補 助 金		183,737	3,906

資本の収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の収入			431,387	15,700	447,087
	2 企 業 債		229,300	8,200	237,500
		1 企 業 債		229,300	8,200
	4 補 助 金		61,500	7,500	69,000
		1 国庫補助金		52,500	7,500

資本の支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	
1 資本の支出			709,040	15,737	724,777	
	1 建設改良費		148,561	15,737	164,298	
		1 管路建設費		114,968	737	115,705
		2 管路改良費		8,000	15,000	23,000

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
1 他 会 計 補 助 金	3,906	一般会計繰入金 (補正) 187,643千円－ (当初) 183,737千円＝3,906千円

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
1 公共下水道 建設事業債	12,000	公共下水道建設事業債 (補正) 78,800千円－ (当初) 66,800千円＝12,000千円
2 流域下水道 事業債	△3,800	流域下水道事業債 (補正) 21,700千円－ (当初) 25,500千円＝△3,800千円
1 国庫補助金	7,500	国庫補助金 (補正) 60,000千円－ (当初) 52,500千円＝7,500千円

(単位：千円)

明 細		
節・細節	金 額	算 出 基 礎
1 給 料	78	職員給料 (1名) (補正) 2,678千円－ (当初) 2,600千円＝78千円
8 退職給付費	619	退職給付費 (1人) (補正) 730千円－ (当初) 111千円＝619千円
38 賞与引当金 繰 入 額	40	賞与引当金繰入額 (1人) (補正) 440千円－ (当初) 400千円＝40千円
33 工事請負費	15,000	ストックマネジメント計画に基づく管更生 (補正) 15,000千円－ (当初) 0千円＝15,000千円

注 記

Ⅱ. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1,654,439千円である。

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和3年度において、期末・勤勉手当として2,959千円を支給することとなったため、賞与引当金（賞与法定福利分含）1,200千円を取り崩す。

議 案 第 3 3 号

第 5 次 広 陵 町 総 合 計 画 を 定 め る こ と に つ い て

別紙のとおり第5次広陵町総合計画を定めることについて、
広陵町議会基本条例（平成27年3月広陵町条例第24号）
第10条の規定により、議会の議決を求める。

令 和 4 年 3 月 4 日 提 出

広 陵 町 長 山 村 吉 由

議案第34号

奈良県広域消防組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、奈良県広域消防組合格約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

広陵町長 山村吉由

奈良県広域消防組合同規約の一部を変更する規約

奈良県広域消防組合同規約（平成26年奈良県指令市町村第1020号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「25人」を「26人」に改め、「長又は」を削る。

第6条中「1年」を「2年」に改め、同条に次の1項を加える。

2 組合議員の任期の始期は、組合の条例で定める。

別表第6区分の項を次のように改める。

第6区分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	3人	吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
		2人	大淀町、下市町、黒滝村及び天川村

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和4年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合議員である者の任期は、その日に満了する。

（準備行為）

3 この規約による改正後の第5条第1項及び第6条に規定する必要な行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。